

設 立 趣 旨 書

1.趣旨

日本の知的財産重視政策は、2002年2月の小泉首相の施政方針演説で始まり、同年12月には知的財産基本法が成立、さらには2003年3月に内閣官房知的財産戦略本部が発足し、同本部の下、各専門調査会で様々な課題について検討が行われています。2004年6月にはコンテンツ保護法が成立し、今まさに知的財産の時代といっても過言ではありません。この知的財産の中でも、音楽、映画、舞台芸術、スポーツ、漫画、ゲーム等といった我が国のコンテンツは、「ジャパニメーション」という造語が端的に示すように、国際的にもトップレベルの質を誇っています。

今や、コンテンツ製作者（クリエイター）と、コンテンツパブリッシャー（これらをあわせて「エンターテインメント関係者」といいます）は、我が国が高い国際競争力を維持するために必要不可欠な存在といえます。しかし、残念ながら、我が国のエンターテインメント関係者が持つ潜在的国際競争力は、未だ、十分に発揮されているとはいえません。その原因として、多様な関係者間の権利関係を明確にする実務が確立されていないこと、メディアの多様化に伴いコンテンツの二次的利用が求められるところの権利処理のシステムが不十分であること、世界市場にパブリッシュする実践的活動が少ないこと、クリエイターに正当な利益を還元する法律実務が未整備であること、さらには、知的財産権の証券化を含むコンテンツ制作資金調達システムが未成熟であること等の多くの実践的法律実務上の問題があります。

これらの問題を解決して、コンテンツ文化を発展させるとともに、エンターテインメント産業のビジネス規模を飛躍的に向上させるためには、エンターテインメント業界に精通した法律家、法的視点を持ったエンターテインメントの実務家の存在が不可欠です。

そこで私たちは、「特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」を設立し、シンポジウムや講演会等の開催、広報誌の発行等を行うとともに、関連する人々とのネットワークを構築し、専門家を育成することで、エンターテインメントに関するコンテンツ文化の振興とエンターテインメント産業の発展に貢献しようと考えました。

また、エンターテインメントの実務を行う法律家を育成するには、法科大学院と連携して、院生に対する実務教育・情報の提供をすることが必要です。そこで、シンポジウム等への参加を促進し、的確な情報を提供し、若きエンターテインメントロイヤーの養成を行います。

しかし、活動を実施する上で資産の保有や銀行口座開設の際に支障がでることも予想され、また、関係官庁や他団体・大学等との提携・協力関係を形成して行くための法人化は急務の課題です。もちろん、この会は営利を目的とする団体ではないので、いわゆる会社法人は似つかわしくありません。また、『知的財産立国・日本』の実現の一助を担うという公益の観点からも、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えております。

2.申請に至るまでの経過

平成15年7月 法律家やクリエイター等有志が集まり、研究会を立ち上げる。

平成17年3月 活動の更なる発展と社会への普及のため、特定非営利活動法人の設立に向け、準備会が発足し設立総会の準備に入る。

平成17年6月4日

特定非営利活動法人	エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク
設立代表者 住所又は居所	東京都千代田区有楽町1-5-1 日比谷マリビル5階
氏 名	久保利 英明 印